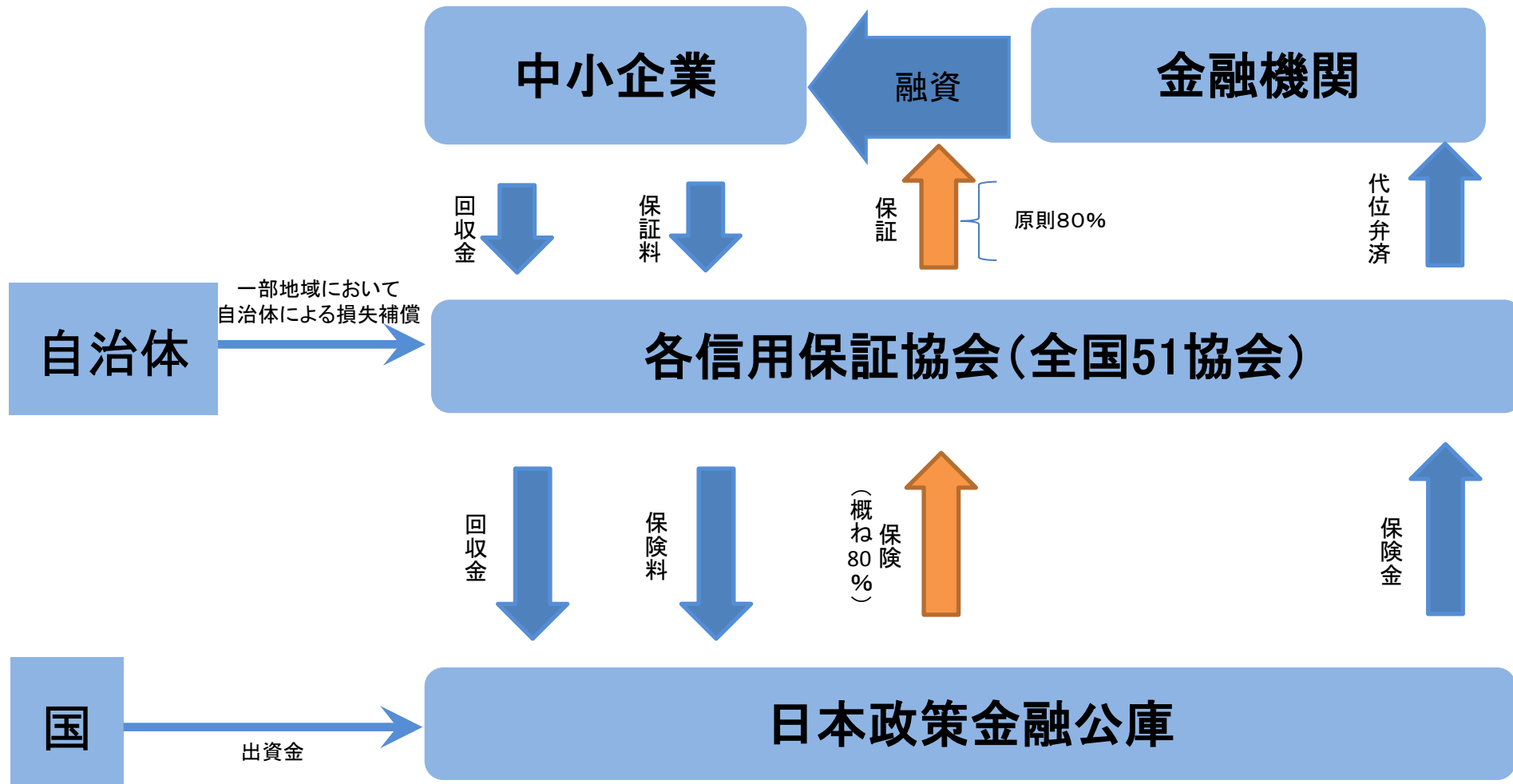


中小企業の信用補完制度について

平成28年11月24日
経済産業省 中小企業庁

信用補完制度の概要

- 信用力に乏しい中小企業が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会が保証を行うことにより、その信用力を補完(中小企業からの返済が滞った場合に代位弁済)し、資金繰りを円滑化するもの。
- 信用保証協会は、日本政策金融公庫と保険契約を結ぶことにより信用保証リスクの概ね8割をカバーしている。
- 他方、公庫との保険関係がなく信用保証協会が保証をする場合もある。



信用保険を付することができる事業者

「信用補完制度」は、中小企業者のための制度であり、信用保険を付することができる中小企業者の定義は中小企業信用保険法第2条に定められている。

• 会社	• 商工組合および同連合会
• 個人	• 商店街振興組合および同連合会
• 中小企業等協同組合、農業協同組合 および同連合会、水産業協同組合 等	• 生活衛生同業組合および同連合会、生 活衛生開業小組合
• 協業組合	• 酒造組合、同連合会および同中央会、 酒販組合、同連合会および同中央会
• 医業を主たる事業とする法人	• 内航海運組合および同連合会
• NPO法人 【法改正により平成27年10月1日より対象】	

※ 組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、または、その構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象

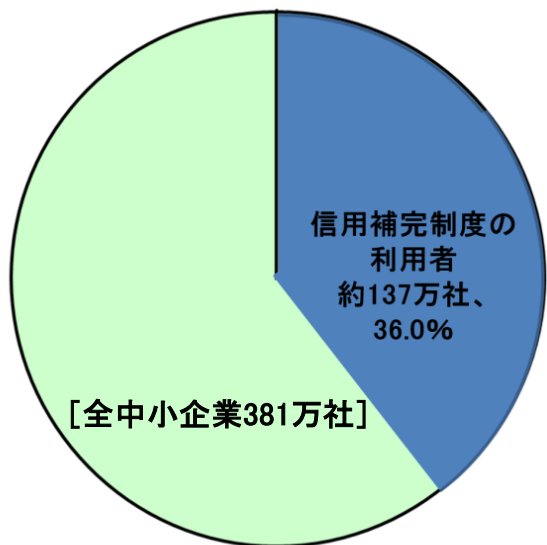
※ 農林漁業や金融業などの一部の業種は、中小企業信用保険法施行令により保険対象外

○中小企業約381万社のうち、約3分の1に相当する137万社の事業者が信用保証制度を利用。

○中小企業向け融資残高約240兆円うち、保証付きのものは約1割を占める。

1. 信用補完制度の利用状況

<信用補完制度の利用者(H28.3末時点)>



2. 中小企業向け貸出残高の推移

